

# 松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金

## 目的

近年では、民間主体によるまちづくりの取組が活発化してきており、このような自主的な取組の公的な側面に着目し、民間主体によるまちづくりを推進していくことが重要です。そこで、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金として、市内全域における民間によるまちづくり活動に対して支援を行うことによって、官民連携のまちづくりを推進します。

## 募集概要

	美しい街並み景観整備事業	賑わい創出施設整備事業
対象事業	歴史的建造物の外観に対し、良好な景観形成及び歴史的建造物に配慮した保全・改修を実施する事業。	案内板や石碑等、地域の魅力を高めるための施設の整備を実施する事業。
補助金額	補助対象経費の3分の2又は500万円のいずれか低い額	
事例		

※「歴史的建造物」及び「地域の魅力を高める施設」とは、本補助制度で定める要件を全て満たした建造物です。要件の詳細は、募集要領をご確認ください。

## 募集の流れ

事前  
相談

本補助事業に応募する際は、事前相談のため、まずは都市デザイン課へお問い合わせください。また、事業の性質上、申請はある程度の協議を重ねた後になりますのでご了承ください。

応募

「募集要領」をご確認の上、募集期間中に必要な書類を都市デザイン課に提出してください。

※必ず最新の「募集要領」を確認してください。

### 募集期限:令和4年10月31日(月)まで【必着】

審査

応募者には審査委員会において、プレゼンテーションをしていただきます。審査委員会では、公益性、地域性、妥当性、実現性、持続・発展性等の審査基準に基づき、審査を行います。

※歴史的建造物の保全・改修事業は上記審査基準に加え、「歴史的・文化的価値」についても審査いたします。**(リフォームの補助ではありません)**

事業  
選定

審査委員会での結果を基に、市長が交付対象事業を選定し、応募者にその結果を通知いたします。

※交付対象事業の選定は予算の範囲内で行われます。

お問合せ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市 都市整備部 都市デザイン課  
電話番号：089-948-6848、FAX：089-934-1807  
Eメール：design@city.matsuyama.ehime.jp